



大阪地方裁判所 御中

理事会決議取消の訴

訴状

〒575-0033 大阪府四條畷市美田町19番26号

原告 村田 明 敏

TEL 072-876-8865

〒540-0024 大阪府中央区南新町1丁目3-7

被告 大阪府行政書士会

会長 北 山 孝 次

TEL 06-6942-5221

訴訟物の価格

貼用印紙 13,000 円

請求の趣旨

平成18年11月14日開催され、被告の平成18年度第6回
理事会において決議された、

- 1、 「懲戒処分等の情報の公表に関する規則」(以下本会
規則という)の成立の決議を取消す。
- 2、 本会規則に基づいて懲戒処分した原告に対する無期
限の廃業勧告及び会員権停止及びインターネット上
の公表処分を取消せ。

3、 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

1、 原告は行政書士である。

2、 被告は原告が登録即強制加入する団体である。

3、 原告は平成 19 年 8 月 30 日会費滞納に基づく会則 12 条 4 項違反として、無期限の廃業勧告及び会員権停止及びインターネット上に公表することについて懲戒処分を受けている。

4、 原告は平成 22 年 12 月 21 日滞納会費を全納した。

5、 しかしながら、行政書士業務を廃業することができるのは、行政書士法上、本人の廃業届か、知事による業務の禁止だけである。従って、廃業勧告すること自体違法行為といわざるを得ない。

6、 無期限の会員権停止は会費を全納すれば会員権は直ちに復活するべきと思うがいまだに復活していない。被告の副会長は無期限の廃業勧告者の会費全納を想定できず、来年度の総会迄に懲戒処分の撤回の制度を

創設すると述べている。

- 7、ところで、原告に対して懲戒処分した根拠規定は平成18年9月14日開催及び平成18年11月14日開催の両理事会の議決により成立した「本会規則」である。同規則第4条1項6号は会則47条の2第1項第3号、第47条の3第1項第3号又は同条同項第4号の処分については、処分の日から登録抹消の日の翌日より5年と規定する。同様に懲戒処分の公表規則は連合会にもあり、事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則として定められている。第7条2項3号は廃業勧告は処分の日から5年となっている。

大阪府行政書士会は連合会会則よりきつい定めとなっている。すなわち処分後、行政書士会を退会しない場合は一生涯当該処分がインターネット上公表されることになっている。

- 8、インターネット公表について連合会規則では同規則2条1項6号但し書で会費未納者を除いている。平成17年8月19日施行の同規則は会費未納者についてはなにも規定してなかったが、規定しなかった理由は、

会費未納者の公表をやらないことは当然であるという
確認的な意味しかなかったからである。行政書士法は
公表は公報によると規定している。インターネット上
の公表はいかなる事実といえども法律違反であり無効
である。インターネット上の公表は新たに法律を制定
する必要がある創設規定といえる。大阪府行政書士会
のインターネット上の公表は法律違反だけではなく憲
法 12 条及び 13 条に規定する国民としての幸福追求権
を侵害し、職業選択の自由を蹂躪した違法この上ない
処置だといえる。

- 9、平成 18 年 9 月 14 日の理事会において上記の問題点
が議論され、不利益処分に関して連合会よりきつい規
定をおくことができるか理事者より、疑問が提議され、
継続審議に付され、次の平成 18 年 11 月 14 日の理事
会に芝池法規部長が大阪会より日行連に照会し、回答
を得ることになった。

平成 18 年 11 月 14 日理事会において芝池法規部長よ
り、大阪会より日行連に照会して回答を得たとのべ、
大阪会と日行連は単位会が違うのだから問題はないと

の回答であったと述べ、北山会長も「同様な見解を述べた。

しかしながら、平成 23 年 1 月 17 日大阪府行政書士会館において、原告と被告の副会長、総務部長、事務局員の会合で、芝池法規部長は大阪会より連合会に文書による照会がなされていないことが確認され、北山会長の照会も日行連の電話記録にないことが確認された。結局採決の前提である日行連への照会をやっていないにも拘らず回答があったという虚偽の事実を報告している。

北山会長も法規部長も共に大阪会の中心人物でありその人達が理事会に虚偽報告をしている。日行連の回答は本会規則が制定される為の理事会決議における前提条件である。

仮に虚偽報告がなく且つ、さらに日行連が日行連の規則よりきつい不利益処分の規定を制定することが出来ないという回答があったとすれば理事会は否決される可能性は大であったといわざるを得ない。平成 18 年 9 月 14 日開催の理事会においては 28 人中 3 名欠席 14

名の賛成、反対 11 名であった。理事者も議決の前に
連合会からの回答の文書の提示を芝池法規部長に問い
ただせば、虚偽報告はさけられたはずである。賛同し
た理事者等にも善管注意義務違反はある。

採決の前提条件をクリアせず、連合会からの虚偽の
回答があったと述べた理事者の発言を信用した理事会
の決議は重大な瑕疵があり無効である。従って大阪会
の本会規則は有効に成立していない。請求の趣旨の判
決を求める次第である。

添付書類

- 甲 1 号証 大阪府行政書士会会則
- 甲 2 号証 平成 18 年 9 月 14 日開催第 5 回理事会議事録
- 甲 3 号証 平成 18 年 11 月 14 日開催第 6 回理事会議事録
- 甲 4 号証 懲戒処分等の情報の公表の関する規則(大阪会)
- 甲 5 号証 事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に關す
る規則(連合会)
- 甲 6 号証 大阪府行政書士会への内容証明
- 甲 7 号証 総務大臣への内容証明
- 甲 8 号証 上申書

甲 9 号 証 インターネット上の公表

平成 23 年 1 月 24 日